

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前																																																
（濃縮オレンジの規格） 第3条 濃縮オレンジの規格は、次のとおりとする。 <table><tr><td>区</td><td>分</td><td>基 準</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">表 示</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>表 示 の 方 式 等</td><td>食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に表示してあること。 表示に用いる文字は、<u>日本産業規格</u> Z 8305（1962）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。</td></tr></table> 2 （略） （測定方法） 第25条 第3条から第24条までの規格における糖用屈折計示度、酸度、エタノール分及び揮発性酸度の測定方法は、次のとおりとする。 <table><tr><td>事 項</td><td colspan="2">測 定 方 法</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>酸 度</td><td colspan="2">手動滴定又は自動滴定による中和滴定法により測定する。 1～3 （略） 注1：試験に用いる水は、<u>日本産業規格</u>K 0557（1998）（以下「JIS K 05 57」という。）に規定するA 2又は同等以上のものとする。 注2：試験に用いる試薬は、<u>日本産業規格</u>の特級等の規格に適合するものとする。 注3：試験に用いるガラス製体積計は、<u>日本産業規格</u>R 3505（1994）（以下「JIS R 3505」という。）に規定するクラスA又は同等以上のものとする。 注4：電極は、<u>日本産業規格</u>Z 8805（2011）（以下「JIS Z 8805」という。）に規定するpH測定用ガラス電極及び比較電極、又はこれらの複合型電極を用いる。</td></tr><tr><td>エ タ ノ ール 分</td><td colspan="2">蒸留滴定法又はガスクロマトグラフ法により測定する。 1・2 （略） 3 ガスクロマトグラフ法による場合 (1)・(2) （略） (3) ガスクロマトグラフィーの条件 ア ガスクロマトグラフ</td></tr></table>			区	分	基 準	（略）			表 示	（略）		表 示 の 方 式 等	食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に表示してあること。 表示に用いる文字は、 <u>日本産業規格</u> Z 8305（1962）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。	事 項	測 定 方 法		（略）			酸 度	手動滴定又は自動滴定による中和滴定法により測定する。 1～3 （略） 注1：試験に用いる水は、 <u>日本産業規格</u> K 0557（1998）（以下「JIS K 05 57」という。）に規定するA 2又は同等以上のものとする。 注2：試験に用いる試薬は、 <u>日本産業規格</u> の特級等の規格に適合するものとする。 注3：試験に用いるガラス製体積計は、 <u>日本産業規格</u> R 3505（1994）（以下「JIS R 3505」という。）に規定するクラスA又は同等以上のものとする。 注4：電極は、 <u>日本産業規格</u> Z 8805（2011）（以下「JIS Z 8805」という。）に規定するpH測定用ガラス電極及び比較電極、又はこれらの複合型電極を用いる。		エ タ ノ ール 分	蒸留滴定法又はガスクロマトグラフ法により測定する。 1・2 （略） 3 ガスクロマトグラフ法による場合 (1)・(2) （略） (3) ガスクロマトグラフィーの条件 ア ガスクロマトグラフ		（濃縮オレンジの規格） 第3条 濃縮オレンジの規格は、次のとおりとする。 <table><tr><td>区</td><td>分</td><td>基 準</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">表 示</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>表 示 の 方 式 等</td><td>食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に表示してあること。 表示に用いる文字は、<u>日本工業規格</u> Z 8305（1962）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。</td></tr></table> 2 （略） （測定方法） 第25条 第3条から第24条までの規格における糖用屈折計示度、酸度、エタノール分及び揮発性酸度の測定方法は、次のとおりとする。 <table><tr><td>事 項</td><td colspan="2">測 定 方 法</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>酸 度</td><td colspan="2">手動滴定又は自動滴定による中和滴定法により測定する。 1～3 （略） 注1：試験に用いる水は、<u>日本工業規格</u>K 0557（1998）（以下「JIS K 05 57」という。）に規定するA 2又は同等以上のものとする。 注2：試験に用いる試薬は、<u>日本工業規格</u>の特級等の規格に適合するものとする。 注3：試験に用いるガラス製体積計は、<u>日本工業規格</u>R 3505（1994）（以下「JIS R 3505」という。）に規定するクラスA又は同等以上のものとする。 注4：電極は、<u>日本工業規格</u>Z 8805（2011）（以下「JIS Z 8805」という。）に規定するpH測定用ガラス電極及び比較電極、又はこれらの複合型電極を用いる。</td></tr><tr><td>エ タ ノ ール 分</td><td colspan="2">蒸留滴定法又はガスクロマトグラフ法により測定する。 1・2 （略） 3 ガスクロマトグラフ法による場合 (1)・(2) （略） (3) ガスクロマトグラフィーの条件 ア ガスクロマトグラフ</td></tr></table>			区	分	基 準	（略）			表 示	（略）		表 示 の 方 式 等	食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に表示してあること。 表示に用いる文字は、 <u>日本工業規格</u> Z 8305（1962）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。	事 項	測 定 方 法		（略）			酸 度	手動滴定又は自動滴定による中和滴定法により測定する。 1～3 （略） 注1：試験に用いる水は、 <u>日本工業規格</u> K 0557（1998）（以下「JIS K 05 57」という。）に規定するA 2又は同等以上のものとする。 注2：試験に用いる試薬は、 <u>日本工業規格</u> の特級等の規格に適合するものとする。 注3：試験に用いるガラス製体積計は、 <u>日本工業規格</u> R 3505（1994）（以下「JIS R 3505」という。）に規定するクラスA又は同等以上のものとする。 注4：電極は、 <u>日本工業規格</u> Z 8805（2011）（以下「JIS Z 8805」という。）に規定するpH測定用ガラス電極及び比較電極、又はこれらの複合型電極を用いる。		エ タ ノ ール 分	蒸留滴定法又はガスクロマトグラフ法により測定する。 1・2 （略） 3 ガスクロマトグラフ法による場合 (1)・(2) （略） (3) ガスクロマトグラフィーの条件 ア ガスクロマトグラフ	
区	分	基 準																																																	
（略）																																																			
表 示	（略）																																																		
	表 示 の 方 式 等	食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に表示してあること。 表示に用いる文字は、 <u>日本産業規格</u> Z 8305（1962）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。																																																	
事 項	測 定 方 法																																																		
（略）																																																			
酸 度	手動滴定又は自動滴定による中和滴定法により測定する。 1～3 （略） 注1：試験に用いる水は、 <u>日本産業規格</u> K 0557（1998）（以下「JIS K 05 57」という。）に規定するA 2又は同等以上のものとする。 注2：試験に用いる試薬は、 <u>日本産業規格</u> の特級等の規格に適合するものとする。 注3：試験に用いるガラス製体積計は、 <u>日本産業規格</u> R 3505（1994）（以下「JIS R 3505」という。）に規定するクラスA又は同等以上のものとする。 注4：電極は、 <u>日本産業規格</u> Z 8805（2011）（以下「JIS Z 8805」という。）に規定するpH測定用ガラス電極及び比較電極、又はこれらの複合型電極を用いる。																																																		
エ タ ノ ール 分	蒸留滴定法又はガスクロマトグラフ法により測定する。 1・2 （略） 3 ガスクロマトグラフ法による場合 (1)・(2) （略） (3) ガスクロマトグラフィーの条件 ア ガスクロマトグラフ																																																		
区	分	基 準																																																	
（略）																																																			
表 示	（略）																																																		
	表 示 の 方 式 等	食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に表示してあること。 表示に用いる文字は、 <u>日本工業規格</u> Z 8305（1962）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。																																																	
事 項	測 定 方 法																																																		
（略）																																																			
酸 度	手動滴定又は自動滴定による中和滴定法により測定する。 1～3 （略） 注1：試験に用いる水は、 <u>日本工業規格</u> K 0557（1998）（以下「JIS K 05 57」という。）に規定するA 2又は同等以上のものとする。 注2：試験に用いる試薬は、 <u>日本工業規格</u> の特級等の規格に適合するものとする。 注3：試験に用いるガラス製体積計は、 <u>日本工業規格</u> R 3505（1994）（以下「JIS R 3505」という。）に規定するクラスA又は同等以上のものとする。 注4：電極は、 <u>日本工業規格</u> Z 8805（2011）（以下「JIS Z 8805」という。）に規定するpH測定用ガラス電極及び比較電極、又はこれらの複合型電極を用いる。																																																		
エ タ ノ ール 分	蒸留滴定法又はガスクロマトグラフ法により測定する。 1・2 （略） 3 ガスクロマトグラフ法による場合 (1)・(2) （略） (3) ガスクロマトグラフィーの条件 ア ガスクロマトグラフ																																																		

	日本産業規格K 0114（2012）に規定する水素炎イオン化検出器付きのもので、パックドカラムが使用でき、オートインジェクターを装備したもの イ～オ（略） (4)・(5)（略） 注1（略） 注2：試験に用いる試薬は、<u>日本産業規格</u>の特級等の規格に適合するものとする。 注3～注8（略）		日本工業規格K 0114（2012）に規定する水素炎イオン化検出器付きのもので、パックドカラムが使用でき、オートインジェクターを装備したもの イ～オ（略） (4)・(5)（略） 注1（略） 注2：試験に用いる試薬は、<u>日本工業規格</u>の特級等の規格に適合するものとする。 注3～注8（略）
揮 発 性 酸 度	手動滴定又は自動滴定による蒸留滴定法により測定する。 1～5（略） 注1（略） 注2：試験に用いる試薬は、<u>日本産業規格</u>の特級等の規格に適合するものとする。 注3～注7（略）	揮 発 性 酸 度	手動滴定又は自動滴定による蒸留滴定法により測定する。 1～5（略） 注1（略） 注2：試験に用いる試薬は、<u>日本工業規格</u>の特級等の規格に適合するものとする。 注3～注7（略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
第 4 条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。		第 4 条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。	
事 項	測 定 方 法	事 項	基 準
(略)		(略)	
表 示 の 方 式 等	食品表示基準の規定に従うほか、表示可能面積がおおむね150cm ² 以下の容器包装に表示する場合には、名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び表示事項の項の(1)から(5)までに規定する事項の表示に用いる文字は、 <u>日本産業規格 Z 8305 (1962)</u> に規定する 6 ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。	表 示 の 方 式 等	食品表示基準の規定に従うほか、表示可能面積がおおむね150cm ² 以下の容器包装に表示する場合には、名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び表示事項の項の(1)から(5)までに規定する事項の表示に用いる文字は、 <u>日本工業規格 Z 8305 (1962)</u> に規定する 6 ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。
(略)		(略)	

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
 ○乾燥スープについての取扱業者の認証の技術的基準（平成12年10月19日農林水産省告示第1311号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、(6)に掲げる機械器具にあっては食塩を電位差滴定装置を用いて測定しない場合を除く。 (1)～(3) （略） (4) <u>日本産業規格</u>Z8801-1（2006）に定める目開き 1 mmの試験用ふるい (5)～(8) （略） 二～五 （略）	第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、(6)に掲げる機械器具にあっては食塩を電位差滴定装置を用いて測定しない場合を除く。 (1)～(3) （略） (4) <u>日本工業規格</u>Z8801-1（2006）に定める目開き 1 mmの試験用ふるい (5)～(8) （略） 二～五 （略）

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油脂の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
 ○植物性たん白についての取扱業者の認証の技術的基準（平成12年10月24日農林水産省告示第1341号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、(3)に掲げる機械器具にあってはペースト状植物性たん白又は繊維状植物性たん白を製造する場合、(5)に掲げる機械器具にあってはペースト状植物性たん白以外のものを製造する場合、(7)に掲げる機械器具にあっては粒状植物性たん白又は繊維状植物性たん白を製造する場合、(8)及び(11)に掲げる機械器具にあっては粉末状植物性たん白又はペースト状植物性たん白を製造する場合、(9)に掲げる機械器具にあっては冷凍品以外のものを製造する場合を除く。 (1)・(2) （略） (3) <u>日本産業規格</u>Z 8801-1（2006）（以下「JIS Z 8801-1」という。）に定める目開き355μmの試験用ふるい (4)～(13) （略） 二～五 （略）	第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、(3)に掲げる機械器具にあってはペースト状植物性たん白又は繊維状植物性たん白を製造する場合、(5)に掲げる機械器具にあってはペースト状植物性たん白以外のものを製造する場合、(7)に掲げる機械器具にあっては粒状植物性たん白又は繊維状植物性たん白を製造する場合、(8)及び(11)に掲げる機械器具にあっては粉末状植物性たん白又はペースト状植物性たん白を製造する場合、(9)に掲げる機械器具にあっては冷凍品以外のものを製造する場合を除く。 (1)・(2) （略） (3) <u>日本工業規格</u>Z 8801-1（2006）（以下「JIS Z 8801-1」という。）に定める目開き355μmの試験用ふるい (4)～(13) （略） 二～五 （略）

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油脂の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
○煮干魚類についての取扱業者の認証の技術的基準（平成12年10月25日農林水産省告示第1344号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。 (1)・(2) （略） (3) <u>日本産業規格</u> Z 8801－1（2006）に規定する目開き850 μ mの試験用ふるい (4)～(6) （略） 二～五 （略）	第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。 (1)・(2) （略） (3) <u>日本工業規格</u> Z 8801－1（2006）に規定する目開き850 μ mの試験用ふるい (4)～(6) （略） 二～五 （略）

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
○削りぶしについての取扱業者の認証の技術的基準（平成12年10月25日農林水産省告示第1349号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、(5)に掲げる機械器具にあっては食塩分を電位差滴定装置を用いて測定しない場合を除く。 (1)・(2) （略） (3) <u>日本産業規格Z 8801-1</u> （2006）に規定する目開き850μmの試験用ふるい (4)～(7) （略） 二～五 （略）	第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、(5)に掲げる機械器具にあっては食塩分を電位差滴定装置を用いて測定しない場合を除く。 (1)・(2) （略） (3) <u>日本工業規格Z 8801-1</u> （2006）に規定する目開き850μmの試験用ふるい (4)～(7) （略） 二～五 （略）

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油脂の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
 ○マカロニ類についての取扱業者の認証の技術的基準（平成12年11月9日農林水産省告示第1405号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。 (1)～(5) （略） (6) <u>日本産業規格Z 8801-1</u>（2006）に規定する目開き500μm及び850μmの試験用ふるい (7)・(8) （略） 二～五 （略）	第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。 (1)～(5) （略） (6) <u>日本工業規格Z 8801-1</u>（2006）に規定する目開き500μm及び850μmの試験用ふるい (7)・(8) （略） 二～五 （略）

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
 ○食料缶詰及び食料瓶詰についての取扱業者の認証の技術的基準（平成13年7月31日農林水産省告示第975号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、(2)に掲げる機械器具にあってはたけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰並びにたけのこ大型缶詰以外のものを製造する場合、(5)、(8)及び(10)に掲げる機械器具にあっては食料瓶詰を製造する場合、(7)に掲げる機械器具にあってはあずき缶詰及びあずき瓶詰、果実を詰めたもの並びにくり缶詰及びくり瓶詰以外のものを製造する場合、(9)に掲げる機械器具にあってはコーンドミート缶詰及びコーンドミート瓶詰以外のものを製造する場合、(12)に掲げる機械器具にあってはなめこ缶詰及びなめこ瓶詰並びにじゅんさい缶詰及びじゅんさい瓶詰以外のものを製造する場合、(13)に掲げる機械器具にあってはえのきたけ缶詰及びえのきたけ瓶詰以外のものを製造する場合を除く。 (1)～(11) （略） (12) <u>日本産業規格</u>Z 8801-1（2006）（以下「JIS Z 8801-1」という。）に定める目開き4.75mmの試験用ふるい (13)～(15) （略） 二～五 （略）	第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、(2)に掲げる機械器具にあってはたけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰並びにたけのこ大型缶詰以外のものを製造する場合、(5)、(8)及び(10)に掲げる機械器具にあっては食料瓶詰を製造する場合、(7)に掲げる機械器具にあってはあずき缶詰及びあずき瓶詰、果実を詰めたもの並びにくり缶詰及びくり瓶詰以外のものを製造する場合、(9)に掲げる機械器具にあってはコーンドミート缶詰及びコーンドミート瓶詰以外のものを製造する場合、(12)に掲げる機械器具にあってはなめこ缶詰及びなめこ瓶詰並びにじゅんさい缶詰及びじゅんさい瓶詰以外のものを製造する場合、(13)に掲げる機械器具にあってはえのきたけ缶詰及びえのきたけ瓶詰以外のものを製造する場合を除く。 (1)～(11) （略） (12) <u>日本工業規格</u>Z 8801-1（2006）（以下「JIS Z 8801-1」という。）に定める目開き4.75mmの試験用ふるい (13)～(15) （略） 二～五 （略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
（たけのこ大型缶詰の規格） 第4条 たけのこ大型缶詰（全形、2つ割り、傷（たけのこの全形で、欠損しているものをいう。以下同じ。））、先（たけのこの全形を横に切断したもののうち、先端部のものをいう。以下同じ。））、切（たけのこの全形を切断したもので、2つ割り及び先以外のものをいう。以下同じ。）及び筒（たけのこの皮及び根元の硬い部分を除去したもので、節間が著しく長いものをいう。以下同じ。）に限る。）の規格は、次のとおりとする。			（たけのこ大型缶詰の規格） 第4条 たけのこ大型缶詰（全形、2つ割り、傷（たけのこの全形で、欠損しているものをいう。以下同じ。））、先（たけのこの全形を横に切断したもののうち、先端部のものをいう。以下同じ。））、切（たけのこの全形を切断したもので、2つ割り及び先以外のものをいう。以下同じ。）及び筒（たけのこの皮及び根元の硬い部分を除去したもので、節間が著しく長いものをいう。以下同じ。）に限る。）の規格は、次のとおりとする。		
区 分		基 準	区 分		基 準
（略）			（略）		
表 示	（略）		表 示	（略）	
	表示の方式等	食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、缶の胴部又は送り状に表示してあること。 (1)・(2) （略） (3) 表示に用いる文字は、 <u>日本産業規格</u> Z8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。		表示の方式等	食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、缶の胴部又は送り状に表示してあること。 (1)・(2) （略） (3) 表示に用いる文字は、 <u>日本工業規格</u> Z8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。
	（略）			（略）	
（測定方法） 第21条 第3条から前条までにおけるpH、固形量、粘ちゅう度、可溶性固形分及び固形分の測定方法は、次のとおりとする。			（測定方法） 第21条 第3条から前条までにおけるpH、固形量、粘ちゅう度、可溶性固形分及び固形分の測定方法は、次のとおりとする。		
事 項		測 定 方 法	事 項		測 定 方 法
（略）			（略）		
固形量	1・2	（略） 注：測定に用いるふるいは、 <u>日本産業規格</u> Z 8801-1（2006）（以下「JIS Z 8801-1」という。）に規定する目開き4.75mmの試験用ふるいとする。	固形量	1・2	（略） 注：測定に用いるふるいは、 <u>日本工業規格</u> Z 8801-1（2006）（以下「JIS Z 8801-1」という。）に規定する目開き4.75mmの試験用ふるいとする。
（略）			（略）		

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
○合板の日本農林規格（平成15年 2 月27日農林水産省告示第233号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
(構造用合板の規格)				(構造用合板の規格)			
第6条 構造用合板の規格は、次のとおりとする。				第6条 構造用合板の規格は、次のとおりとする。			
区 分		基 準		区 分		基 準	
		1 級	2 級			1 級	2 級
品 質	(略)			品 質	(略)		
	保存処理（特類であつて、インサイジングを行わないもののうち、保存処理を施した旨の表示をしてあるものに限る。）	1 (1)から(4)までに掲げるいずれかの種類のうち、当該(1)から(4)までに定める木材保存剤（ <u>日本産業規格</u> （以下「J I S」という。） K 1570（2013）に規定するものをいう。以下同じ。）により保存処理が行われていること。ただし、(1)、(3)及び(4)は構造用合板に保存処理を施したもの（以下「製品処理合板」という。）に用いる場合、(2)は同様の保存処理が施された単板により構成されたもの（以下「単板処理合板」という。）に用いる場合に限る。 (1)～(4) (略) 2・3 (略) 表17 (略)			保存処理（特類であつて、インサイジングを行わないもののうち、保存処理を施した旨の表示をしてあるものに限る。）	1 (1)から(4)までに掲げるいずれかの種類のうち、当該(1)から(4)までに定める木材保存剤（ <u>日本工業規格</u> （以下「J I S」という。） K 1570（2013）に規定するものをいう。以下同じ。）により保存処理が行われていること。ただし、(1)、(3)及び(4)は構造用合板に保存処理を施したもの（以下「製品処理合板」という。）に用いる場合、(2)は同様の保存処理が施された単板により構成されたもの（以下「単板処理合板」という。）に用いる場合に限る。 (1)～(4) (略) 2・3 (略) 表17 (略)	
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		
2・3 (略)				2・3 (略)			

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
○しょうゆの日本農林規格（平成16年9月13日農林水産省告示第1703号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
（こいくちしょうゆの規格） 第3条 こいくちしょうゆの規格は、次のとおりとする。				（こいくちしょうゆの規格） 第3条 こいくちしょうゆの規格は、次のとおりとする。			
区 分		基 準		区 分		基 準	
		特 級	上 級	特 級	上 級	標 準	標 準
（略）				（略）			
色 度	しょうゆの標準色18番（ <u>日本産業規格Z 8781-4</u> （2013）（以下「JIS Z 8781-4」という。）の物体色の表示方法によるL*（明度指数）=30.0、a*=46.1、b*=51.6とする。以下同じ。）未満であること。ただし、火入れを行わず、火入れの殺菌処理と同等な処理を行ったものにあつては、しょうゆの標準色22番（JIS Z 8781-4の物体色の表示方法によるL*（明度指数）=36.7、a*=45.6、b*=62.9とする。以下同じ。）未満であること。	（略）	（略）	色 度	しょうゆの標準色18番（ <u>日本工業規格Z 8781-4</u> （2013）（以下「JIS Z 8781-4」という。）の物体色の表示方法によるL*（明度指数）=30.0、a*=46.1、b*=51.6とする。以下同じ。）未満であること。ただし、火入れを行わず、火入れの殺菌処理と同等な処理を行ったものにあつては、しょうゆの標準色22番（JIS Z 8781-4の物体色の表示方法によるL*（明度指数）=36.7、a*=45.6、b*=62.9とする。以下同じ。）未満であること。	（略）	（略）
（略）				（略）			
（測定方法） 第8条 第3条から前条までの規格における色度、全窒素分及び無塩可溶性固形分並びに前条の規格における直接還元糖の測定方法は、次のとおりとする。				（測定方法） 第8条 第3条から前条までの規格における色度、全窒素分及び無塩可溶性固形分並びに前条の規格における直接還元糖の測定方法は、次のとおりとする。			
事 項		測 定 方 法		事 項		測 定 方 法	
（略）				（略）			
全 窒 素 分	ケルダール法又は燃焼法により測定する。 1・2 （略） 注1：試験に用いる水は、 <u>日本産業規格K 0557</u> （1998）（以下「JIS K 0557」という。）に規定するA 2又は同等以上のものとする。			全 窒 素 分	ケルダール法又は燃焼法により測定する。 1・2 （略） 注1：試験に用いる水は、 <u>日本工業規格K 0557</u> （1998）（以下「JIS K 0557」という。）に規定するA 2又は同等以上のものとする。		

	注 2 : 試料の採取に用いる体積計は、ピストンを備えた空気置換式若しくは直接置換式のもののうち、<u>日本産業規格</u>K 0970 (2013) (以下「JIS K 0970」という。)に従い、1 mlの設定容量において、系統誤差及び偶然誤差を求め、それぞれ±1.0%以内、0.3%以下であるもの。当該体積計が利用できない場合は、試料の密度を<u>日本産業規格</u>K 0061 (2001) (以下「JIS K 0061」という。)に従い測定し、試料約1.0～1.3 gを0.1mgの単位まで正確に量りとることにより、試料採取量 (ml) を算出する。なお、空気置換式体積計を試料の採取に用いる場合は、リバースピペット法 (ブローアウトを含めた2段階で液体を排出するピペットにおいて、ブローアウト分まで試料溶液を吸引し、1段階目までの排出により、ブローアウト分の試料溶液をチップ内に残し、設定体積を採取する方法) による。 注 3 : 試験に用いる試薬は、<u>日本産業規格</u>の特級等の規格に適合するものとする。 注 4 (略) 注 5 : 試験に用いるガラス製体積計は、<u>日本産業規格</u>R 3505 (1994) (以下「JIS R 3505」という。)に規定するクラスA又は同等以上のものとする。 注 6 (略) 2 (略)	
無塩可溶性固形分	1 (略) 2 食塩分の測定 電位差滴定法又はモール法により測定する。 (1)～(3) (略) 注 1 (略) 注 2 : 試験に用いる試薬は、<u>日本産業規格</u>の特級等の規格に適合するものとする。 注 3～注 8 (略) 3 (略)	無塩可溶性固形分
(略)		(略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
（有機加工食品の規格） 第 5 条 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、有機加工食品の名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。		（有機加工食品の表示） 第 5 条 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、有機加工食品の名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。	
区 分	基 準	区 分	基 準
名 称 の 表 示	1 （略） 2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、 <u>日本産業規格 Z 8305（1962）</u> に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。	名 称 の 表 示	1 （略） 2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、 <u>日本工業規格 Z 8305（1962）</u> に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。
原 材 料 名 の 表 示	1 （略） 2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の基準により記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、 <u>日本産業規格 Z 8305（1962）</u> に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。	原 材 料 名 の 表 示	1 （略） 2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の基準により記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、 <u>日本工業規格 Z 8305（1962）</u> に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
○農産物漬物の日本農林規格（平成17年11月14日農林水産省告示第1752号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
5 試験方法 5.1 一般 試験に使用する試薬及び器具は，次による。 a) （略） b) 試薬 <u>日本産業規格</u>の特級等の規格に適合するもの。 c)～g) （略） 5.2～5.7 （略）	5 試験方法 5.1 一般 試験に使用する試薬及び器具は，次による。 a) （略） b) 試薬 <u>日本工業規格</u>の特級等の規格に適合するもの。 c)～g) （略） 5.2～5.7 （略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
(造作用製材の規格)			(造作用製材の規格)		
第4条 造作用製材の規格は、次のとおりとする。			第4条 造作用製材の規格は、次のとおりとする。		
区 分		基 準	区 分		基 準
品 質	(略)		品 質	(略)	
	保 存 処 理	保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、次に掲げる基準に適合していること。 (1) アからサまでに掲げるいずれかの種類のうち、当該アからサまでに定める薬剤（アからコまでに定める薬剤にあつては、 <u>日本産業規格</u> K 1570（2010）に規定するもの）により保存処理が行われていること。 ア～サ （略） (2) (略) 表1 （略） (3) 別記の3の(3)の吸収量試験の結果、薬剤の吸収量が、表2の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる使用した薬剤の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし、複数の有効成分を配合したものについては、その配合比が <u>日本産業規格</u> K 1570（2010）に規定する範囲内であつて、かつ、各有効成分の合計が表2の基準に適合していること。 表2 （略）		保 存 処 理	保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、次に掲げる基準に適合していること。 (1) アからサまでに掲げるいずれかの種類のうち、当該アからサまでに定める薬剤（アからコまでに定める薬剤にあつては、 <u>日本工業規格</u> K 1570（2010）に規定するもの）により保存処理が行われていること。 ア～サ （略） (2) (略) 表1 （略） (3) 別記の3の(3)の吸収量試験の結果、薬剤の吸収量が、表2の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる使用した薬剤の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし、複数の有効成分を配合したものについては、その配合比が <u>日本工業規格</u> K 1570（2010）に規定する範囲内であつて、かつ、各有効成分の合計が表2の基準に適合していること。 表2 （略）
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		
別記（第4条から第8条まで関係）			別記（第4条から第8条まで関係）		
1・2 (略)			1・2 (略)		
3 試験の方法			3 試験の方法		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 浸潤度試験			(2) 浸潤度試験		
ア・イ (略)			ア・イ (略)		
ウ 試験の方法			ウ 試験の方法		
試験片の切断面を保存処理薬剤ごとに次に定める方法により呈色させる。使用する薬品（試薬）について <u>日本産業規格</u> が定められている場合には、当該 <u>日本産業規格</u> によるものとする。 (ア)～(サ) (略)			試験片の切断面を保存処理薬剤ごとに次に定める方法により呈色させる。使用する薬品（試薬）について <u>日本工業規格</u> が定められている場合には、当該 <u>日本工業規格</u> によるものとする。 (ア)～(サ) (略)		

(3)・(4) (略)

(3)・(4) (略)

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
○集成材の日本農林規格（平成19年 9 月25日農林水産省告示第1152号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
区 分	基 準	用 語	定 義
（略）		（略）	
化粧ばり造作用集成材	集成材のうち、素地の表面に美観を目的として薄板（薄板を保護するために、紙、薄板と繊維方向を平行にした厚さが5 mm未満の台板、薄板と繊維方向を直交させた厚さが2 mm以下の単板、厚さが3 mm以下の合板又は <u>日本産業規格</u> （以下「J I S」という。）A 5905に規定する品質に適合することが確認されている厚さが3 mm以下のMD F若しくはハードボードを下貼りしたものを含む。）を貼り付けたもの又はこれらの表面にみぞ切り等の加工若しくは塗装を施したものであって、主として構造物等の内部造作に用いられるものをいう。	化粧ばり造作用集成材	集成材のうち、素地の表面に美観を目的として薄板（薄板を保護するために、紙、薄板と繊維方向を平行にした厚さが5 mm未満の台板、薄板と繊維方向を直交させた厚さが2 mm以下の単板、厚さが3 mm以下の合板又は <u>日本工業規格</u> （以下「J I S」という。）A 5905に規定する品質に適合することが確認されている厚さが3 mm以下のMD F若しくはハードボードを下貼りしたものを含む。）を貼り付けたもの又はこれらの表面にみぞ切り等の加工若しくは塗装を施したものであって、主として構造物等の内部造作に用いられるものをいう。
（略）		（略）	

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
○りんごストレートピュアジュースの日本農林規格（平成19年10月30日農林水産省告示第1348号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
(測定方法) 第6条 第3条の規格における糖用屈折計示度及び酸度の測定方法は、次のとおりとする。		(測定方法) 第6条 第3条の規格における糖用屈折計示度及び酸度の測定方法は、次のとおりとする。	
事 項	測 定 方 法	事 項	測 定 方 法
(略)		(略)	
酸 度	1～4 (略) 注1：試験に用いる水は、 <u>日本産業規格</u> K 0557 (1998) に規定するA 2又は同等以上のものとする。 注2：試験に用いる試薬は、 <u>日本産業規格</u> の特級等の規格に適合するものとする。	酸 度	1～4 (略) 注1：試験に用いる水は、 <u>日本工業規格</u> K 0557 (1998) に規定するA 2又は同等以上のものとする。 注2：試験に用いる試薬は、 <u>日本工業規格</u> の特級等の規格に適合するものとする。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
○パン粉の日本農林規格（平成19年11月28日農林水産省告示第1491号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
（パン粉の規格） 第3条 パン粉の規格は、次のとおりとする。			（パン粉の規格） 第3条 パン粉の規格は、次のとおりとする。		
区 分	基 準		区 分	基 準	
（略）			（略）		
表示 （業務用の製品に限る。）	（略）		表示 （業務用の製品に限る。）	（略）	
	表示の方式等	食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に表示してあること。 (1)・(2) （略） (3) 表示に用いる文字は、 <u>日本産業規格 Z 8305</u> （1962）（以下「JIS Z 8305」という。）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150㎢以下のものにあつては、JIS Z 8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。		表示の方式等	食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に表示してあること。 (1)・(2) （略） (3) 表示に用いる文字は、 <u>日本工業規格 Z 8305</u> （1962）（以下「JIS Z 8305」という。）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150㎢以下のものにあつては、JIS Z 8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。
	（略）			（略）	
（測定方法） 第4条 水分の測定方法は次のとおりとする。 (1)・(2) （略） (3) 乾燥が終了した後、デシケーター（<u>日本産業規格 R 3503</u>（2007）に規定するもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの）内で放冷し、ひょう量する。 (4) （略）			（測定方法） 第4条 水分の測定方法は次のとおりとする。 (1)・(2) （略） (3) 乾燥が終了した後、デシケーター（<u>日本工業規格 R 3503</u>（2007）に規定するもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの）内で放冷し、ひょう量する。 (4) （略）		

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
○直交集成板の日本農林規格（平成25年12月20日農林水産省告示第3079号）

(傍線部分は改正部分)

改				正		後		改				正		前	
(規格)								(規格)							
第3条 直交集成板の規格は、次のとおりとする。								第3条 直交集成板の規格は、次のとおりとする。							
事 項				基 準				事 項				基 準			
品 質	品			(略)			品			(略)					
	材 料	材	(略)			材 料	材	(略)							
			接着剤（幅方向の接着にあつては、小角材の幅方向の接着及び幅はぎ評価プライにおける幅方向の接着に限る。）					接着剤（幅方向の接着にあつては、小角材の幅方向の接着及び幅はぎ評価プライにおける幅方向の接着に限る。）							
			1・2 (略) 3 使用環境Cの表示をしてあるものにあつては、接着剤が第2条に定義する使用環境Cの要求性能を満たした次に掲げる樹脂又はこれらと同等以上の性能を有するものであること。 (1) 積層方向及び幅方向の接着に用いる接着剤 レゾルシノール樹脂、レゾルシノール・フェノール樹脂又は水性高分子イソシアネート系樹脂（日本産業規格（以下「JIS」という。）K 6806に定める1種1号の性能を満足するもの。以下同じ。） (2) (略)					1・2 (略) 3 使用環境Cの表示をしてあるものにあつては、接着剤が第2条に定義する使用環境Cの要求性能を満たした次に掲げる樹脂又はこれらと同等以上の性能を有するものであること。 (1) 積層方向及び幅方向の接着に用いる接着剤 レゾルシノール樹脂、レゾルシノール・フェノール樹脂又は水性高分子イソシアネート系樹脂（日本工業規格（以下「JIS」という。）K 6806に定める1種1号の性能を満足するもの。以下同じ。） (2) (略)							
	(略)			(略)											
(略)							(略)								
2・3 (略)								2・3 (略)							

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表

〇べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量—高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格（平成30年 3月29日農林水産省告示第662号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 引用規格 次に掲げる規格は、その内容の一部又は全てが、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、最新版（追補を含む。）を適用する。 ISO 565 Test sieves — Metal wire cloth, perforated metal plate and electroformed sheet — Nominal sizes of openings ISO 648 Laboratory glassware — Single-volume pipettes 注記 対応日本産業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） ISO 1042 Laboratory glassware — One-mark volumetric flasks 注記 対応日本産業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） ISO 3310-1 Test sieves — Technical requirements and testing — Part 1: Test sieves of metal wire cloth 注記 対応日本産業規格：JIS Z 8801-1 試験用ふるい—第1部：金属製網ふるい（MOD） ISO 8655-2 Piston-operated volumetric apparatus — Part 2: Piston pipettes 注記 対応日本産業規格：JIS K 0970 ピストン式ピペット（MOD） JIS K 0124 高速液体クロマトグラフィー通則 JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水 JIS K 8101 エタノール（99.5）（試薬） JIS K 8107 エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム二水和物（試薬） JIS K 9005 リン酸（試薬） JIS K 9502 L(+)-アスコルビン酸（試薬） JIS P 3801 ろ紙（化学分析用） 参考文献 [1] ISO 5725（規格群） Accuracy (trueness and precision) of measurement methods and results 注記 対応日本産業規格：JIS Z 8402（規格群） 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）（IDT） [2]～[4] （略）	2 引用規格 次に掲げる規格は、その内容の一部又は全てが、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、最新版（追補を含む。）を適用する。 ISO 565 Test sieves — Metal wire cloth, perforated metal plate and electroformed sheet — Nominal sizes of openings ISO 648 Laboratory glassware — Single-volume pipettes 注記 対応日本工業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） ISO 1042 Laboratory glassware — One-mark volumetric flasks 注記 対応日本工業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） ISO 3310-1 Test sieves — Technical requirements and testing — Part 1: Test sieves of metal wire cloth 注記 対応日本工業規格：JIS Z 8801-1 試験用ふるい—第1部：金属製網ふるい（MOD） ISO 8655-2 Piston-operated volumetric apparatus — Part 2: Piston pipettes 注記 対応日本工業規格：JIS K 0970 ピストン式ピペット（MOD） JIS K 0124 高速液体クロマトグラフィー通則 JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水 JIS K 8101 エタノール（99.5）（試薬） JIS K 8107 エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム二水和物（試薬） JIS K 9005 リン酸（試薬） JIS K 9502 L(+)-アスコルビン酸（試薬） JIS P 3801 ろ紙（化学分析用） 参考文献 [1] ISO 5725（規格群） Accuracy (trueness and precision) of measurement methods and results 注記 対応日本工業規格：JIS Z 8402（規格群） 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）（IDT） [2]～[4] （略）

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表

○ウンシュウミカン中のβ-クリプトキサンチンの定量—高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格（平成30年3月29日農林水産省告示第663号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 引用規格 次に掲げる規格は、その内容の一部又は全てが、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、最新版（追補を含む。）を適用する。 ISO 648 Laboratory glassware — Single-volume pipettes 注記 対応日本産業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） ISO 1042 Laboratory glassware — One-mark volumetric flasks 注記 対応日本産業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） JIS K 0115 吸光光度分析通則 JIS K 0124 高速液体クロマトグラフィー通則 JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水 JIS K 8101 エタノール（99.5）（試薬） JIS K 8150 塩化ナトリウム（試薬） JIS K 8361 酢酸エチル（試薬） JIS K 8574 水酸化カリウム（試薬） JIS K 8593 石油エーテル（試薬） JIS K 8780 ピロガロール（試薬） JIS K 8839 2-プロパノール（試薬） JIS K 8848 ヘキサン（試薬） JIS K 8987 硫酸ナトリウム（試薬） 参考文献 [1] ISO 5725（規格群） Accuracy (trueness and precision) of measurement methods and results 注記 対応日本産業規格：JIS Z 8402（規格群） 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）（IDT） [2]～[7] （略）	2 引用規格 次に掲げる規格は、その内容の一部又は全てが、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、最新版（追補を含む。）を適用する。 ISO 648 Laboratory glassware — Single-volume pipettes 注記 対応日本工業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） ISO 1042 Laboratory glassware — One-mark volumetric flasks 注記 対応日本工業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） JIS K 0115 吸光光度分析通則 JIS K 0124 高速液体クロマトグラフィー通則 JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水 JIS K 8101 エタノール（99.5）（試薬） JIS K 8150 塩化ナトリウム（試薬） JIS K 8361 酢酸エチル（試薬） JIS K 8574 水酸化カリウム（試薬） JIS K 8593 石油エーテル（試薬） JIS K 8780 ピロガロール（試薬） JIS K 8839 2-プロパノール（試薬） JIS K 8848 ヘキサン（試薬） JIS K 8987 硫酸ナトリウム（試薬） 参考文献 [1] ISO 5725（規格群） Accuracy (trueness and precision) of measurement methods and results 注記 対応日本工業規格：JIS Z 8402（規格群） 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）（IDT） [2]～[7] （略）

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表

○ほうれんそう中のルテインの定量—高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格（平成31年 1 月31日農林水産省告示第181号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 引用規格 次に掲げる規格は、その内容の一部又は全てが、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、最新版（追補を含む。）を適用する。 ISO 648 Laboratory glassware — Single-volume pipettes 注記 対応日本産業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） ISO 1042 Laboratory glassware — One-mark volumetric flasks 注記 対応日本産業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） ISO 8655-2 Piston-operated volumetric apparatus — Part 2: Piston pipettes 注記 対応日本産業規格：JIS K 0970 ピストン式ピペット（MOD） JIS K 0115 吸光光度分析通則 JIS K 0124 高速液体クロマトグラフィー通則 JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水 JIS K 8034 アセトン（試薬） JIS K 8101 エタノール（99.5）（試薬） JIS K 8150 塩化ナトリウム（試薬） JIS K 8359 酢酸アンモニウム（試薬） JIS K 8361 酢酸エチル（試薬） JIS K 8574 水酸化カリウム（試薬） JIS K 8780 ピロガロール（試薬） JIS K 8848 ヘキサン（試薬） JIS K 8891 メタノール（試薬） JIS K 8987 硫酸ナトリウム（試薬） 参考文献 [1] ISO 5725-1:1994 Accuracy (trueness and precision) of measurement methods and results - Part 1: General principles and definitions 注記 1 対応日本産業規格：JIS Z 8402-1:1999 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）—第1部：一般的な原理及び定義（IDT） 注記 2 （略） [2] ISO 5725-6:1994 Accuracy (trueness and precision) of measurement methods and results - Part 6: Use in practice of accuracy values 注記 1 対応日本産業規格：JIS Z 8402-1:1999 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）—第6部：精確さに関する値の実用的な使い方（IDT）	2 引用規格 次に掲げる規格は、その内容の一部又は全てが、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、最新版（追補を含む。）を適用する。 ISO 648 Laboratory glassware — Single-volume pipettes 注記 対応日本工業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） ISO 1042 Laboratory glassware — One-mark volumetric flasks 注記 対応日本工業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） ISO 8655-2 Piston-operated volumetric apparatus — Part 2: Piston pipettes 注記 対応日本工業規格：JIS K 0970 ピストン式ピペット（MOD） JIS K 0115 吸光光度分析通則 JIS K 0124 高速液体クロマトグラフィー通則 JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水 JIS K 8034 アセトン（試薬） JIS K 8101 エタノール（99.5）（試薬） JIS K 8150 塩化ナトリウム（試薬） JIS K 8359 酢酸アンモニウム（試薬） JIS K 8361 酢酸エチル（試薬） JIS K 8574 水酸化カリウム（試薬） JIS K 8780 ピロガロール（試薬） JIS K 8848 ヘキサン（試薬） JIS K 8891 メタノール（試薬） JIS K 8987 硫酸ナトリウム（試薬） 参考文献 [1] ISO 5725-1:1994 Accuracy (trueness and precision) of measurement methods and results - Part 1: General principles and definitions 注記 1 対応日本工業規格：JIS Z 8402-1:1999 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）—第1部：一般的原理及び定義（IDT） 注記 2 （略） [2] ISO 5725-6:1994 Accuracy (trueness and precision) of measurement methods and results - Part 6: Use in practice of accuracy values 注記 1 対応日本工業規格：JIS Z 8402-6:1999 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）—第6部：精確さに関する値の実用的な使い方（IDT）

注記 2 (略) [3]～[5] (略)	注記 2 (略) [3]～[5] (略)
------------------------------------	------------------------------------

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表

○生鮮トマト中のリコペンの定量—吸光光度法の日本農林規格（平成31年1月31日農林水産省告示第182号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 引用規格 次に掲げる規格は、その内容の一部又は全てが、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、最新版（追補を含む。）を適用する。 ISO 648 Laboratory glassware — Single-volume pipettes 注記 対応日本産業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） ISO 1042 Laboratory glassware — One-mark volumetric flasks 注記 対応日本産業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） JIS K 0115 吸光光度分析通則 JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水 JIS K 8034 アセトン（試薬） JIS K 8848 ヘキサン（試薬） JIS K 8891 メタノール（試薬） 参考文献 [1] ISO 5725-1:1994 Accuracy (trueness and precision) of measurement methods and results - Part 1: General principles and definitions 注記 1 対応日本産業規格：JIS Z 8402-1:1999 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）—第1部：一般的な原理及び定義（IDT） 注記 2 （略） [2] ISO 5725-6:1994 Accuracy (trueness and precision) of measurement methods and results - Part 6: Use in practice of accuracy values 注記 1 対応日本産業規格：JIS Z 8402-6:1999 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）—第6部：精確さに関する値の実用的な使い方（IDT） 注記 2 （略） [3]～[5] （略）	2 引用規格 次に掲げる規格は、その内容の一部又は全てが、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、最新版（追補を含む。）を適用する。 ISO 648 Laboratory glassware — Single-volume pipettes 注記 対応日本工業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） ISO 1042 Laboratory glassware — One-mark volumetric flasks 注記 対応日本工業規格：JIS R 3505 ガラス製体積計（MOD） JIS K 0115 吸光光度分析通則 JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水 JIS K 8034 アセトン（試薬） JIS K 8848 ヘキサン（試薬） JIS K 8891 メタノール（試薬） 参考文献 [1] ISO 5725-1:1994 Accuracy (trueness and precision) of measurement methods and results - Part 1: General principles and definitions 注記 1 対応日本工業規格：JIS Z 8402-1:1999 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）—第1部：一般的な原理及び定義（IDT） 注記 2 （略） [2] ISO 5725-6:1994 Accuracy (trueness and precision) of measurement methods and results - Part 6: Use in practice of accuracy values 注記 1 対応日本工業規格：JIS Z 8402-6:1999 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）—第6部：精確さに関する値の実用的な使い方（IDT） 注記 2 （略） [3]～[5] （略）

改 正 後		改 正 前	
(測定方法) 第 4 条 前条の規格における水分及び粗脂肪分の測定方法は次のとおりとする。		(測定方法) 第 4 条 前条の規格における水分及び粗脂肪分の測定方法は次のとおりとする。	
事 項	測 定 方 法	事 項	測 定 方 法
水 分	1 試料の調製 試料を粉砕器等で粉砕し、 <u>日本産業規格Z 8801-1</u> （以下「JIS Z 8801-1」という。）に規定する目開き850μmの試験用ふるいを通過したものを試験試料とする。 2 測定 (1) アルミニウム製ひょう量皿（下径直径50mm以上、高さ25mm以上のもので蓋を持つもの。以下「ひょう量皿」という。）を用いる場合 ア あらかじめ105℃に設定した定温乾燥器（105℃に設定した場合の温度調節精度が±2℃であるもの。以下「乾燥器」という。）に蓋を開けた状態のひょう量皿を入れ、乾燥器の表示温度で庫内温度が105℃であることを確認した後、1時間加熱する。乾燥器内でひょう量皿に蓋をし、デシケーター（ <u>日本産業規格R 3503</u> （以下「JIS R 3503」という。）に規定する呼び寸法240mm又は300mmのものであり、かつ、 <u>日本産業規格K 8001</u> に規定するもの。以下同じ。）に移し替え、室温になるまで放冷した後、直ちに重量を0.1mgの桁まで測定する。この操作を繰り返し、恒量を求める。 イ～エ （略） (2) （略） 3 （略）	水 分	1 試料の調製 試料を粉砕器等で粉砕し、 <u>日本工業規格Z 8801-1（2006）</u> （以下「JIS Z 8801-1」という。）に規定する目開き850μmの試験用ふるいを通過したものを試験試料とする。 2 測定 (1) アルミニウム製ひょう量皿（下径直径50mm以上、高さ25mm以上のもので蓋を持つもの。以下「ひょう量皿」という。）を用いる場合 ア あらかじめ105℃に設定した定温乾燥器（105℃に設定した場合の温度調節精度が±2℃であるもの。以下「乾燥器」という。）に蓋を開けた状態のひょう量皿を入れ、乾燥器の表示温度で庫内温度が105℃であることを確認した後、1時間加熱する。乾燥器内でひょう量皿に蓋をし、デシケーター（ <u>日本工業規格R 3503（2007）</u> （以下「JIS R 3503」という。）に規定する呼び寸法240mm又は300mmのものであり、かつ、 <u>日本工業規格K 8001（2015）</u> に規定するもの。以下同じ。）に移し替え、室温になるまで放冷した後、直ちに重量を0.1mgの桁まで測定する。この操作を繰り返し、恒量を求める。 イ～エ （略） (2) （略） 3 （略）
粗 脂 肪 分	1～3 （略） 注1 （略） 注2：試験に用いる試薬は、 <u>日本産業規格</u> の特級等の規格に適合するものとする。	粗 脂 肪 分	1～3 （略） 注1 （略） 注2：試験に用いる試薬は、 <u>日本工業規格</u> の特級等の規格に適合するものとする。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う食用植物油の日本農林規格等の一部を改正する件 新旧対照表
○果実飲料についての取扱業者の認証の技術的基準（平成12年9月20日農林水産省告示第1245号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、(4)及び(5)に掲げる機械器具にあっては酸度又は揮発性酸度を当該機械器具を用いて測定しない場合、(6)から(8)までに掲げる機械器具にあってはエタノール分を当該機械器具を用いて測定しない場合、(9)に掲げる機械器具にあっては揮発性酸度を測定しない場合を除く。 (1)～(6) （略） (7) ガスクロマトグラフ（ <u>日本産業規格K0114</u> に規定する水素炎イオン化検出器付きのもの） (8)～(11) 二～五 （略）	第一 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設 1～3 （略） 4 格付のための施設 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、(4)及び(5)に掲げる機械器具にあっては酸度又は揮発性酸度を当該機械器具を用いて測定しない場合、(6)から(8)までに掲げる機械器具にあってはエタノール分を当該機械器具を用いて測定しない場合、(9)に掲げる機械器具にあっては揮発性酸度を測定しない場合を除く。 (1)～(6) （略） (7) ガスクロマトグラフ（ <u>日本工業規格K0114（2000）</u> に規定する水素炎イオン化検出器付きのもの） (8)～(11) 二～五 （略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
(構造用単板積層材の規格) 第 4 条 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。				(構造用単板積層材の規格) 第 4 条 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。			
区 分		基 準		区 分		基 準	
		特 級	1 級			特 級	1 級
品 質	(略)			品 質	(略)		
	保存処理（使用環境 A であって、インサイジングを行わないもののうち、保存処理を施した旨の表示をしてあるものに限る。）	1 保存処理単板積層材は、(1) 及び(2)に掲げるいずれかの種類のうち、当該(1)又は(2)に定める木材保存剤（ <u>日本産業規格</u> （以下「J I S」という。）K 1570（2013）に規定するものをいう。以下同じ。）により保存処理が行われていること。ただし、(1)は同様の保存処理が施された単板により構成されたもの（以下「単板処理単板積層材」という。）に用いる場合、(2)は構造用単板積層材に保存処理を施したもの（以下「製品処理単板積層材」という。）に用いる場合に限る。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) 表11 (略)			1 保存処理単板積層材は、(1) 及び(2)に掲げるいずれかの種類のうち、当該(1)又は(2)に定める木材保存剤（ <u>日本工業規格</u> （以下「J I S」という。）K 1570（2013）に規定するものをいう。以下同じ。）により保存処理が行われていること。ただし、(1)は同様の保存処理が施された単板により構成されたもの（以下「単板処理単板積層材」という。）に用いる場合、(2)は構造用単板積層材に保存処理を施したもの（以下「製品処理単板積層材」という。）に用いる場合に限る。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) 表11 (略)		
	(略)						
	接 着 剤	1・2 (略) 3 使用環境 C の表示をしてあるものにあつては、第 2 条に定義する要求性能を満たしているフェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、レゾルシノール・フェノール樹脂及び水性高分子イソシアネート系樹脂（ <u>J I S K 6806</u> に定める 1 種 1 号の性能を満足するもの。）又はこれらと同等以上の性能を有するものであること。					
(略)							
2・3 (略)				2・3 (略)			